

藤沢市次期学校 I C T 基盤整備計画等支援 業務委託仕様書

1 目的と経緯

藤沢市（以下、「当市」という。）では、令和2年1月から市立小学校、中学校、白浜養護学校及び教育委員会で構築及び運用してきた学校 I C T 基盤について、令和8年度に更新を控えている。

文部科学省が示す G I G A スクール構想では、次期学校 I C T 基盤の構築について、校務のロケーションフリー化による教職員の働き方改革や、教育データの利活用の観点から、校務ネットワークと教育ネットワークの統合が求められており、時代の変化に対応したネットワーク環境を整備する必要があると示されている。

本業務は、学校 I C T 基盤の更新に伴い、次期学校 I C T 基盤、システム等の構築に向け、現在の学校、教育委員会の課題の洗い出しや、この課題解決に向けた学校 I C T 基盤構築に向けての計画作成などを目的としたコンサルティング業務を委託するものである。

2 委託期間

2024年（令和6年）10月 1日から
2025年（令和7年） 3月31日まで

3 業務内容

(1) ゼロトラストネットワーク構築に向けた学校 I C T 基盤構成図及び関連システム、ハードウェア更新の整備計画の作成

ア 目的、コンセプトの設定

- (ア) 現行システムにおける課題及び教育データ利活用に対する要望を整理
- (イ) 上記（ア）で整理した項目をもとにゼロトラストネットワーク構築の目的、コンセプトを設定すること。

イ 学校 I C T 基盤構成図の作成

上記ア及び国の方針、先行事例等を考慮し、当市環境に即した学校 I C T 基盤構成図の作成をすること。

ウ 学校 I C T 基盤整備計画の作成

次期システム整備に向けて、システム化の目的、背景、目標、実現方式、実装機能等を明確にした学校 I C T 基盤整備計画を作成すること。

(2) IDaaS 選定のための基礎調査

ア 現行のアカウント管理に関する課題と要望の整理

セキュリティ、ユーザ管理、端末利用者利便性、利用場所等の観点から課題、要望の整理をすること。

イ 将来的なデータ連携を見据えた最適なIDaaSサービスの調査

上記の（ア）で整理した項目をもとに当市環境に即したIDaaSサービスについて調査すること。

5 前提条件

(1) 利用端末

学校で主に使用するクライアント端末

校務用 PC : WindowsPC

教育用 PC : Chromebook(ASUS、Lenovo)、iPad

(2) 現基盤契約仕様書 (別紙省略)

学校 ICT 基盤サービス利用仕様書

1 はじめに

本仕様書は、学校 ICT 基盤サービス利用に係る仕様を定めるものです。

2 契約期間及び利用想定期間

(1) 契約期間

2024年(令和6年)4月1日から

2025年(令和7年)3月31日まで

(2) 利用想定期間

2020年(令和2年)1月1日から

2026年(令和8年)3月31日まで(75か月)

※サービス利用料として、年度ごとに契約を締結すること。

3 利用者及び端末数

藤沢市立学校55校及び教育委員会(教育文化センター及び学校教育相談センター善行分室含む)

(学校内訳)

学校番号	学校名	住所
<小学校>		
1	藤沢小学校	藤沢市本町一丁目9番1号
2	明治小学校	藤沢市城南三丁目3番1号
3	鵜沼小学校	藤沢市本鵜沼五丁目4番23号
4	本町小学校	藤沢市本町二丁目6番17号
5	村岡小学校	藤沢市弥勒寺一丁目16番1号
6	六会小学校	藤沢市亀井野550番地
7	辻堂小学校	藤沢市辻堂東海岸一丁目17番1号
8	鵜洋小学校	藤沢市鵜沼桜が岡三丁目16番38号
9	片瀬小学校	藤沢市片瀬二丁目14番29号
10	大道小学校	藤沢市朝日町3番地の3
11	秋葉台小学校	藤沢市遠藤2959番地

1 2	御所見小学校	藤沢市打戻 1 9 0 2 番地
1 3	長後小学校	藤沢市長後 7 7 0 番地
1 4	八松小学校	藤沢市辻堂元町三丁目 1 番 6 号
1 5	高砂小学校	藤沢市辻堂西海岸一丁目 3 番 1 号
1 6	善行小学校	藤沢市善行団地 6 番 1 号
1 7	富士見台小学校	藤沢市下土棚 5 9 1 番地の 1
1 8	鵜南小学校	藤沢市鵜沼海岸四丁目 7 番 3 4 号
1 9	浜見小学校	藤沢市辻堂西海岸一丁目 4 番 1 号
2 0	俣野小学校	藤沢市西俣野 2 6 6 0 番地
2 1	大越小学校	藤沢市善行坂一丁目 1 9 番 1 号
2 2	羽鳥小学校	藤沢市羽鳥三丁目 1 1 番 1 号
2 3	湘南台小学校	藤沢市湘南台五丁目 2 3 番地
2 4	大庭小学校	藤沢市大庭 5 3 0 7 番地の 7
2 5	亀井野小学校	藤沢市亀井野三丁目 3 1 番地
2 6	新林小学校	藤沢市川名 4 0 0 番地
2 7	中里小学校	藤沢市瀬郷 6 8 番地
2 8	滝の沢小学校	藤沢市遠藤 6 4 1 番地の 3
2 9	大鋸小学校	藤沢市大鋸 1 0 2 0 番地
3 0	天神小学校	藤沢市天神町一丁目 1 番地
3 1	駒寄小学校	藤沢市大庭 5 5 2 7 番地の 2
3 2	高谷小学校	藤沢市高谷 9 番 1 号
3 3	小糸小学校	藤沢市大庭 5 0 6 2 番地の 1
3 4	大清水小学校	藤沢市大鋸 1 4 3 3 番地
3 5	石川小学校	藤沢市石川四丁目 1 9 番地の 1
< 中学校 >		
5 1	第一中学校	藤沢市鵜沼神明五丁目 1 0 番 9 号
5 2	明治中学校	藤沢市辻堂新町二丁目 1 3 番 1 号
5 3	鵜沼中学校	藤沢市鵜沼桜が岡四丁目 3 番 3 7 号
5 4	六会中学校	藤沢市亀井野 1 0 0 0 番地
5 5	片瀬中学校	藤沢市片瀬山四丁目 1 番 1 号
5 6	御所見中学校	藤沢市用田 5 0 0 番地
5 7	湘洋中学校	藤沢市辻堂東海岸四丁目 1 7 番 1 号
5 8	長後中学校	藤沢市下土棚 5 9 0 番地
5 9	藤ヶ岡中学校	藤沢市藤が岡三丁目 1 8 番 1 号
6 0	高浜中学校	藤沢市辻堂西海岸一丁目 4 番 3 号
6 1	善行中学校	藤沢市石川 3 9 8 8 番地の 1
6 2	秋葉台中学校	藤沢市遠藤 2 0 0 0 番地の 2
6 3	大庭中学校	藤沢市大庭 5 4 1 6 番地の 6

64	村岡中学校	藤沢市弥勒寺二丁目1番27号
65	湘南台中学校	藤沢市湘南台七丁目18番地の1
66	高倉中学校	藤沢市高倉1122番地
67	滝の沢中学校	藤沢市遠藤699番地の3
68	大清水中学校	藤沢市大鋸1400番地
69	羽鳥中学校	藤沢市羽鳥四丁目13番14号
<特別支援学校>		
70	白浜養護学校	藤沢市辻堂西海岸一丁目2番2号

(教育委員会内訳)

施設名	住所
藤沢市役所本庁舎	藤沢市朝日町1番地の1
教育文化センター	藤沢市大鋸1407-1
学校教育相談センター善行分室	藤沢市善行7-7-24

(ユーザー数)

藤沢市立小学校教職員	1,739人
藤沢市立中学校教職員	786人
藤沢市立特別支援学校教職員	107人
藤沢市立小学校児童	23,144人
藤沢市立中学校生徒	10,740人
藤沢市立特別支援学校生徒	154人
教育委員会	77人
	計36,747人

(端末数)

校務用端末	2,233台
学習用端末	37,884台

4 利用システムの機能等

(1) インターネット系システム

- ア フィルタリングサーバ (小学校用、中学校・特別支援学級用)
- イ ポータル/ファイル共有サーバ
(小学校用、中学校・特別支援学級用)
- ウ 教材配信サーバ
- エ 学校ICT基盤ウイルス対策管理サーバ
- オ WSUSサーバ
- カ 資産管理サーバ
- キ システム監視サーバ

(2) 校務共通・外部接続系システム

- ア Active Directory サーバ
 - イ 外字システムサーバ
 - ウ システム監視サーバ
 - (3) 校務内部系システム
 - ア Active Directory サーバ
 - イ ファイル共有サーバ (小学校用、中学校・特別支援学校用)
 - ウ 校務支援システムサーバ
 - エ 仮想システムサーバ
 - オ WSUS サーバ
 - カ システム監視サーバ
 - (4) ネットワーク機器
 - L3 スイッチ 58 拠点分
 - (5) 外字ソフト
 - 外字サーバ EV (Dyna Font) 2,000 ライセンス分
 - (6) 資産管理ソフト
 - Microsoft 製品だけでなく、幅広いソフトウェア製品のセキュリティパッチが簡単な手順で配信できるものとする。
 - 4, 015 台分のライセンス (学習用端末分 (windows 端末))
 - (7) 仮想化システム
 - 1 台のクライアント端末で校務系システム (成績処理等) と校務外部接続系 (インターネット接続) を分離でき、切り替えに時間がかからないもの。
 - 利用者想定 約 2,709 ユーザー分
- 5 運用・保守
- (1) 運用・保守期間
 - 2024年 (令和6年) 4月1日から
 - 2025年 (令和7年) 3月31日まで
 - (2) 作業内容
 - ア 年次更新作業
 - 毎年3月末から4月初めにかけて実施する年度更新に伴う Active Directory やファイルサーバの更新作業に対応すること。
 - ※例年3月27日から4月3日の間で作業を実施。
 - イ 年度中の更新作業
 - 年度中の教職員の任用や異動等に関する登録作業を行うこと。また、ファイルサーバへのアクセス制限等についても対応を行うこと。
 - ウ 契約終了時のデータ引継ぎ
 - 本契約終了時には、次期システムへの移行に必要なデータの抽出や効率的な手段の提案など、積極的に協力すること。
 - エ 契約終了後のデータ消去

本契約終了後に復元不可能な方法でデータ消去作業を実施し、データ消去証明を提出すること。

オ 保守一次窓口

教育総務課からの電話、メール等により学校 I C T 基盤に関する問い合わせの一次窓口等の対応を行うこととし、学校 I C T 基盤における機器等に起因する障害なのか、別途調達しているクライアント端末に起因する障害なのか一次切り分けを行うこと。受付時間は、平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

ただし、一部の機能が使用不可となるような障害の場合は、24 時間 365 日受付対応可能とすること。

カ サーバ監視

24 時間常時、各サーバのシステム監視を行い、警告時または異常時に教育総務課が把握できる体制を提供すること。

キ 不具合時の対応等

提供しているシステムについて不具合の連絡を受けた場合は、速やかに原因調査を行い、復旧作業等の必要な対応を行うこと。また、誤操作等を起因とする教育総務課からの復旧作業の依頼についても、同様に対応すること。

<一部の機能が使用不可となるような障害の場合>

24 時間 365 日の対応とし、認知時から 24 時間以内に根本対処が図られるよう努めること。障害対応について協議を行える連絡体制を整えること。

<通常業務に影響のない障害の場合>

受付時間は、平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとし、受付後は、速やかに対応の着手をすること。

ク 定例会

定期運用会議（定例会）を原則月 1 回実施すること。また、会議資料の作成及び当該会議に関する議事録を作成し、教育総務課の承認を受けること。

ケ 月次報告書

問い合わせ、対応状況、課題管理をまとめた月次報告書を作成し、定例会時に教育総務課へ提出すること。

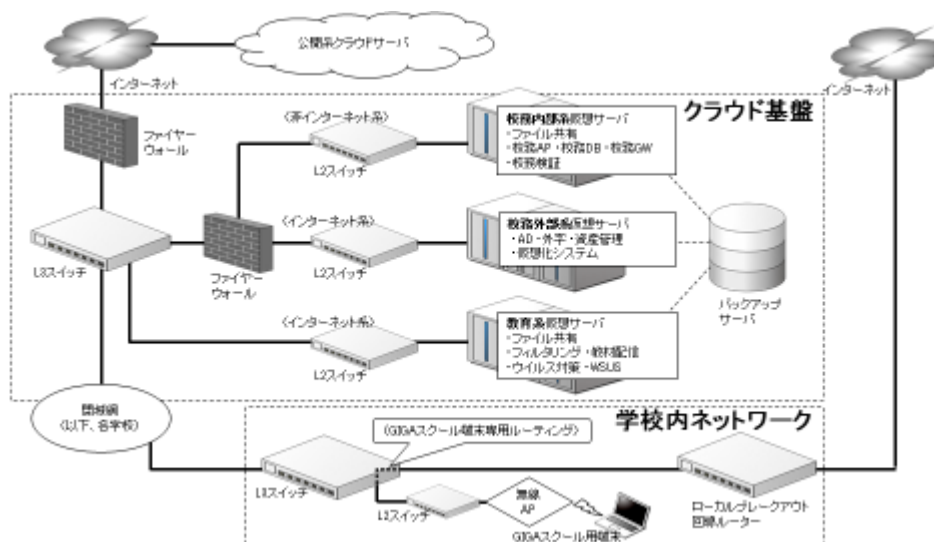
6 本調達システム仕様

6.1 全体要件

本調達システムの全体要件を下記に示す。

(1) クラウド基盤の提供

後述するサーバ等を運用するためのクラウド基盤を提供すること。



(2) 各業務サーバの提供

Active Directory やファイルサーバ等のサーバを提供すること。

(3) ネットワーク分離環境の提供

1台のクライアント端末で、校務系システム（成績処理等）と校務外部接続系（インターネット接続）できる環境を提供すること。

(4) 校務支援システム環境の提供

校務支援システムのインフラ環境を提供すること。

(5) インフラ構成の設計

インフラ構成については、本調達の要件を満たす最適なものとし、利用ユーザー数約2,709人を前提に対応できるような、構成とすること。

6.2 本調達システム機能要件

6.2.1 クラウド基盤

(1) システム構成

以下3システムの提供を目的としてクラウド基盤を利用するもの。

- ・インターネット系システム
- ・校務共通・外部接続系システム
- ・校務内部系システム

ア 各システムを独立したセグメントとして構成すること。

イ 「インターネット系システム」、「校務共通・外部接続システム」は仮想FWを共有し、インターネットと接続すること。

ウ 「インターネット系システム」、「校務共通・外部接続システム」、「校務内部系システム」及び学校接続拠点は閉域網で接続すること。

(2) サーバスペック

システム構成のサーバに求めるCPU・メモリ・ディスク・OSの数量等は別紙1のとおりとする。

(3) 仮想サーバ機能

当市が求める機能が安定して稼働できるスペックを有し、かつ運用において容易にメンテナンス等が可能な機能を有すること。

(4) 仮想化機能

当市が求める機能が安定して稼働できるスペックを有し、かつ運用において容易にメンテナンス等が可能な機能を有すること。

(5) FW 機能

仮想サーバに対するセキュリティの確保の観点から以下の要件を満たすファイアウォールを提供すること。また、ルール設定がない状態で 400Mbps 以上のスループットを有すること。

ア デバイスを通過するトラフィックについて、設定されたファイアウォールポリシーに基づき、ステートフルインスペクションで制御する機能があること。

イ NAT/NAPT 機能があること。

ウ ファイアウォールデバイスの Syslog を任意のサーバに転送する機能があること。

エ デバイ스에記録されるログのタイムスタンプを指定できる機能があること。

オ デバイスのログを自動分析し、脅威と判断された場合にレポートする機能を有する。なお、レポートには最低限以下を含み、専用の Web 画面に表示されること。

(ア) デバイス名

(イ) 脅威の重大度

(ウ) 脅威についての説明、推奨される対策

(エ) 脅威を検知したシグネチャ名やログから判明した DNS 情報

カ IPS 機能、Anti-Virus 機能、Web Filter 機能、Spam Filter 機能を有する UTM へのアップグレード可能なメニューがあること。

キ マネージドサービスとして、必要に応じてセキュリティパッチ適用、バージョンアップ、シグネチャ更新を実施できること。

ク リソース状況 (CPU、メモリ) やトラフィック量をモニタリング可能であること。

(6) 統合管理・運用支援

システムの運用・監視を円滑に実施することができるようにするため、Web ブラウザにより次の項目を統合的に管理 (データ収集、蓄積、API によるダウンロード、グラフ作成) できる機能を提供すること。また、収集したデータには閾値を設定することができ、超過した場合、メール及び API で通知できること。

ア 仮想サーバの CPU 使用率

イ 仮想サーバのディスク読取/書き込みバイト数/回数

- ウ 仮想サーバのネットワーク送受信バイト数
- エ 仮想サーバの死活監視
- オ ロジカルネットワークのトラフィック
- カ ロジカルネットワークのネットワーク/ポート死活監視
- キ ファイアウォールのリソース状況（CPU、メモリ）やトラフィック量
- ク ファイアウォールのアクティブ/パッシブ接続数
- ケ ファイアウォールの死活状況
- コ インターネットのトラフィック
- サ インターネット接続の死活監視
- シ 閉域網のトラフィック
- ス VPN 接続の死活監視

(7) バックアップ機能

バックアップ機能として以下を提供し、提供される仮想サーバのバックアップを取得・保存可能であること。

- ア バックアップ対象となる仮想サーバをシステムイメージごとバックアップできること。
- イ バックアップデータは当該システムとは切り離された環境や上書き不可能な環境に保存するなどのランサムウェア対策を実施すること。

(8) データセンター

日本国内に立地しているデータセンターとし、日本データセンター協会が制定する「データセンターファシリティスタンダード」において「ティア3」相当の機能を有すること。

(9) 閉域網回線

- ア 帯域確保型の閉域網サービスを利用すること。
- イ 通信帯域は **300Mbps** を常時提供し、クラウドサービスと直結可能なサービスであること。
- ウ 通信速度を最大 **1Gbps** まで増速可能な仕組みを有すること。
- エ バックアップ回線を用意できること。
- オ 回線に通信断が発生した際に、自動的にバックアップ回線に切り替わる機能を有すること。
- カ 年間を通じて、故障受付及び故障対応が可能であること。
- キ 故障発生時には、故障発生から **30分**以内に当市が指定する連絡先へ故障通知ができること。
- ク トラヒックレポートの提供ができること。

(10) インターネット接続回線

- ア インターネットに接続するための最大 **1Gbps** ベストエフォート回線を提供し、クラウドサービスと直結可能なサービスであること。
- イ 年間を通じて、故障受付及び故障対応が可能であること。
- ウ トラヒックレポートの提供ができること。

(11) 学習用端末用回線

- ア 各学校から直接インターネットに接続するための最大 1Gbps ベストエフォート回線を提供すること。
- イ 教材配信サーバと接続可能とすること。
- ウ 年間を通じて、故障受付及び故障対応が可能であること。
- エ トラヒックレポートの提供ができること。
- オ 別契約「藤沢市立中学校 6 校・特別支援学校 (R 4) 教育情報機器等賃貸借」及び「藤沢市立学校等 (H31) 教育情報機器賃貸借」において各学校に設置する無線 AP から災害用 Wi-Fi を出力する際は、学習用端末以外の端末からも接続可能とすること。

6.2.2 インターネット系システム

(1) ポータル/ファイル共有サーバ

ア ポータル

インターネットにアクセスした際に表示されるポータルサイトを設定すること。

イ ファイル共有サーバ

(ア) 教育委員会及び学校、役職、個人ごとにファイルを保管でき、適切なアクセス権を設定することで、学校内のみ閲覧可などの制限が掛けられること。

(イ) 特定の役職のみが参照、更新、削除できるよう、Active Directory サーバと連携して設定ができること

(2) 教材配信サーバ

藤沢市立学校 5 5 校にデジタル教科書や学習用コンテンツが配信できる仕組みを用意すること。

(3) 学校 ICT 基盤ウイルス対策管理サーバ

学校 ICT 基盤に対するセキュリティ対策を導入すること。

(4) WSUS サーバ

各サーバに Windows Server Update サービスを定期的の実施できること。

(5) 資産管理サーバ

ア セキュリティパッチの管理

Microsoft 製だけでなく、Adobe 等のサードベンダー製品にも対応していること。

イ リモートコントロール

システム管理者にてユーザー画面をリモートで確認できること。また、必要に応じて、システム管理者がリモート操作を実施できること。

ウ ソフトウェア配布

ネットワークの負荷を低減させ、ソフトウェアの配布ができること。

6.2.3 校務共通・外部接続系システム

(1) Active Directory サーバ

ア 利用者情報に基づき、端末ログオン、各ファイルのアクセス制限、各操作制限を利用者情報ごとに設定ができること。

イ 約2,709人の利用ユーザーの管理能力を有すること。

(2) 外字サーバ

下記のソフトウェアを導入し構築すること。

＜導入ソフトウェア＞

外字サーバ EV (Dyna Font) 2,000ライセンス分

(有償サポートなし)

(3) 仮想化システム

文部科学省が公表する「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準じた、ネットワーク分離のソリューションを導入すること。

ア 仮想環境の立ち上げが概ね1分以内に行える。

イ 校務系システムと校務外部接続系システムへの画面切り替えが概ね30秒以内で行えること。(初期立ち上げ時を除く)

ウ 校務系システムと校務外部接続系システムが、同一画面で同時に見ることができること。

6.2.4 校務内部系システム

(1) ファイル共有サーバ

ア 教育委員会及び学校、役職、個人ごとにファイルを保管でき、適切なアクセス権を設定することで、学校内のみ閲覧可などの制限が掛けられること

イ 特定の役職のみが参照、更新、削除できるよう、Active Directory サーバと連携して設定ができること。

(2) 校務支援システムサーバ

稼働に必要となる環境を構築すること。また、構築、運用、保守の対応について、役割分担を明確にすること。

6.2.5 バックアップ環境

ファイルサーバに保存された情報について、直近7日のデータがリストアできる仕組みを提供すること。バックアップデータは当該システムとは切り離された環境や上書き不可能な環境に保存するなどのランサムウェア対策を実施すること。

6.2.6 L3スイッチの設定

クラウド基盤～藤沢市～各学校等を接続するために各拠点に L3 スイッチを

設置し、各拠点を繋ぐためのルーティング情報を設定すること。

7 SLA

- (1) 学校ICT基盤の運用にあたり、別紙2で定めるSLA項目の状況を報告すること。
- (2) 本SLAは、サービスレベルの実績を確認するための基準であり、必ずしも順守の必要は無いが、サービスレベルの達成・維持に向けて、継続的な改善努力は行っていくこと。

8 その他

- (1) 「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守すること。
- (2) 文部科学省が公表している「GIGAスクール構想」に伴い、別途対応が必要になったときは協議に応じること。
- (3) 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること

以上

6 成果品

成果品については、次の項目について作成し、納期までに納品すること。電子データを納品することとし、資料についてはMicrosoft社製WindowsOS(Windows10以上)を搭載したPC端末で展開可能な形式で納品すること。納品の方式は問わないが、あらかじめ委託者の承認を得ること。

- (1) 学校ICT基盤構成図
- (2) 学校ICT基盤整備計画
- (3) IDaaS選定のための基礎調査報告書
- (4) 打合せ議事録(打合せ終了後、速やかに納品)
- (5) その他契約期間内に作成された各種成果物等

7 著作権

- (1) 本業務により作成する成果品に関し、受託者が本業務の以前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書等にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を当市に譲渡し、当市は独占的に使用するものとする。
- (2) なお、受託者は当市に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の納入成果品に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、当市と別途協議するものとする。
- (3) 成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、当市が特に使用を

指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、当市の上承を得るものとする。

- (4) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当市の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。なお、当市は紛争等の事実を知った時は、速やかに受託者に通知するものとする。

8 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。本市の承諾を得たうえで、その役務の一部で再委託を行う場合は、これにより生ずる脅威に対して情報セキュリティを十分に確保するとともに、市の求めに応じて再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を本市に提供し、承諾を受けること。

9 支払方法

業務委託完了確認後、一括払いとする。

10 実施体制

(1) 業務責任者

委託者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を設置すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、業務従事者は固定化するよう努めること。

なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

(3) 業務場所

本業務委託に係る打合せは、当市庁舎内の会議室またはオンライン会議システムにて実施する。

(4) 契約について

本業務委託については、単年度契約とする。

11 スケジュール

「3 業務内容」で示した各業務について、どのようなスケジュールで実施するか示すこと。

12 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、別紙「データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守すること。

- (2) 委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるもの

- とし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (3) 今後実施予定である次期学校 I C T 基盤構築のプロポーザルについて、本業務を受託することで入札参加ができない等の影響が出ることはない。
 - (4) 藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第 5 章の各取組項目を実施するよう努めること。
 - (5) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に委託者と協議し、その指示に従うこと。

以 上